

外国年金管理（ユーラシア特許）

1995年8月12日より「ユーラシア特許条約(EAPC)」は発効しました。

条約の運用が開始されたのは、1996年1月1日からです。

PCT(特許協力条約)による国際出願において、指定国として「EA」の指定ができるようになったのは1996年1月1日からです。

現在このユーラシア特許条約の加盟国は以下の9カ国です。

アルメニア(AM)・アゼルバイジャン(AZ)・ベラルーシ(BY)・カザフスタン(KZ)・
キルギスタン(KG)・モルドヴァ共和国(MD)・ロシア連邦(RU)・タジキスタン(TJ)・
トルクメニスタン(TM)

ユーラシア特許条約は、パリ条約19条の特別取極の1つですので、ユーラシア特許条約に基づく出願をするに際して、パリ条約による優先権の主張を行なうことができます。

また同時にPCT出願をする際にユーラシア特許(EA)を指定して優先権を主張することもできます。出願の書類の受理及び審査はユーラシア特許庁で行なわれ、これはモスクワにあります。

ユーラシア特許に関する規定は以下のとおりです。

1. 願書の言語はロシア語です。その他は日本語でも可ですが、2ヶ月以内にロシア語の翻訳文を提出する必要があります。
2. 優先権主張を伴う場合は、出願日から3ヶ月以内に優先権証明書の提出が必要です。
優先権証明書の翻訳文は必ず提出する書類ではありませんが、特許庁から提出すべき旨の指令を受けた場合には、指定期間内に提出しなければなりません。
3. PCT出願の場合の移行期限は優先日から31ヶ月です。
4. このユーラシア特許条約に基づく出願は、EPCと同様にその締約国において保護を求めるものですが、出願の際には締約国を特に指定する必要はありません。全ての締約国が指定された出願となります。登録後に年金を納付する際に必要な締約国を選択する事になっています。
5. 出願日又は優先日から18ヶ月経過後、公開されます。
6. 審査請求制度があります。公開日から6ヶ月以内に審査請求を行なう必要があります。
この期間内に審査請求を行なわなかった場合、その出願は取り下げられたものと見なされます。
7. 出願後、方式審査をパスした後、先行技術調査が行なわれ、調査報告(サーチレポート)が公開されます。サーチレポートの公開は出願公開と併せて行なわれます。サーチレポートが出願公開に間に合わなかった場合には、サーチレポートは後日公開されます。
8. 新規性喪失の例外規定として、6ヶ月の猶予期間(グレースピリオド)が設けられています。
9. 実体審査の結果、拒絶理由を発見できない場合には、ユーラシア特許の付与の決定(特許査定)が行われその通知の日から3ヶ月以内に特許付与料、公表手数料を支払うことにより特許が付与されます。
10. オフィスアクションの応答期間は?ヶ月です。
11. 拒絶査定に対して、審判を請求することができます。応答期間は3ヶ月です。
12. ユーラシア特許条約は、特許付与後の異議申立制度を採用しております。何人も特許の公表の日から6ヶ月以内に異議申し立てをすることができます。
そこで取消されたユーラシア特許は、特許の公表の日を遡って全ての締約国で無効となります。

13. ユーラシア特許の存続期間は、出願日から 20 年です。ユーラシア特許の公表の日から、全ての締約国で効果を有します。特許権者は、特許の効果を継続したい締約国を指定して年金の支払いをすることになります。
14. 登録後の年金の納付先は、ユーラシア特許庁です。締約国の特許庁ではありません。
特許の効果を維持したい締約国を指定して、各締約国の年金の合計をユーラシア特許庁に支払います。
納付された年金の幾分かをユーラシア特許庁が取り、残りが締約国に分配します。

K E M P O S 上では以下のように扱います。

(パリルートの場合)

1. 出願時に出願日から 6 ヶ月後の日付を優先権証明書提出期限及び同翻訳提出期限にセットします。
2. 登録査定の入力で、納付期限を計算・セットします。(2 ヶ月後)
3. 設定納付の入力で、納付期限をクリアします。
4. 登録の入力で、登録日・登録番号及び納付年数として「 5 」を入力します。
出願日から 5 年後の日付を年金期限にセットします。
5. 第 6 年度分以降の納付は、出願日を起算日とする年金期限の前までに、納付します。
納付した年数 (初期値は 1) 分だけ期限が更新されます。
6. 登録後の年金の納付先もユーラシア特許庁に一本化されていますので、年金管理も EA 特許出願で行い、指定した締約国毎の、年金管理は不要です。
ただし、年金以外の権利の管理は締約国毎となりますので、締約国毎の台帳は必要になるものと思われます。

(P C T ルートの場合)

1. 通常の特許と異なる P C T 用の出願種別はありません。
2. 国内移行の入力時に、存続期限の計算を行いません。
3. 国内移行後の扱いはパリルートの場合と同じです。

(パリルートの場合)

1. ユーラシア特許の出願種別の設定は以下のとおりです。

| | | | | | | | |
|----------------|--------------------------|-------|--------|----------|---------|-----|---|
| 種別ID | 90310 | Code | P | 出願国 | ユーラシア特許 | 法分類 | 特 |
| 並べ順ID | 90310 | 種別名 | EA特許 | | | | |
| 手続分類 | 外国特許 | 種別英名 | Patent | | | | |
| 各種設定 期限設定 年金設定 | | | | | | | |
| 維持年金 | <input type="checkbox"/> | 出願時納付 | 0 | | | | |
| 存続期限区分 | 期限の短いもの | 存続期限A | 出願(適及) | 20 | 調整期間 | | |
| 満了日計算 | | 存続期限B | なし | 0 | | | |
| 年金納付期限 | 出願日 | 設定納付年 | 5 | 最終納付年 | | | |
| 年金起算区分 | 指定なし | 年金納付年 | 1 | 年金初行設定区分 | | | |
| 更新登録期間 | 0 | 更新期限 | 0 | 0 | 使用証明期限 | 登録日 | 0 |
| 更新起算調整 | | | | | | | |

- ・ 存続期間は出願日から20年です。
- ・ 年金期限の起算日は出願日です。
- ・ 初回の年金は5年です。登録時に1 - 5年度分の年金をまとめて納付します。
- ・ 2回目以降は、各年度の出願日の日までに次年度分の年金を納付します。

2. 出願の入力

- ・ 出願の入力で、年金起算日に「出願日」がセットされます。

| | | | | | | | |
|------------------------------|-----------------------------|-------------------------------|-------------------------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|--------------------------|
| 経過手続 | 出願 | 転記 | | | | | |
| New | Edit | Delete | IDS提出 | | | | |
| <input type="checkbox"/> IDS | <input type="checkbox"/> 追完 | <input type="checkbox"/> 期限補正 | <input type="checkbox"/> 請求書 | <input type="checkbox"/> 提出書 | <input type="checkbox"/> 通知状 | <input type="checkbox"/> 受任票 | |
| 出願日 | 2007年6月6日 | 経表示 | <input checked="" type="checkbox"/> | DNTrn | 添付DN | <input type="checkbox"/> | |
| 応答元指令 | | 送付日 | | 受領日 | | 印刷済 | <input type="checkbox"/> |
| | | 担当者 | | 出願番号 | | 1963 | |

Kempos Ver.6

【案内】 出願日 [2007/6/6] を年金起算日として [2007/6/6] を設定しました。

OK

3 . 登録査定及び特許料の納付

ユーラシア特許の登録査定（特許付与）に関する規定は以下のとおりです。

実体審査の結果、拒絶理由を発見できない場合、ユーラシア特許庁は特許査定を行い、3ヶ月以内に特許付与料・公表手数料を納付するように出願人に通知します。

特許要件を満たさないと判断された場合、拒絶査定となります。

出願人は、拒絶査定に対して3ヶ月以内に審判請求を行なうことができます。

KEMPOSでは、特許査定は「登録査定」で入力します。

登録査定入力時に、3ヶ月後に「設定納付」期限をセットします。

その後、設定納付の入力を行なうことで、期限が解除されます。

3 - 1 . 登録査定の入力

登録査定は、「登録査定（納付期限の計算あり）」を使用します。

| | | | | | | | |
|----|---------|----|------|-------------------|--|--|--|
| | | 審査 | 出願公開 | 出願公開 | | | |
| | | 審査 | 出願公告 | 出願公告(これに伴う期限計算なし) | | | |
| EA | ユーラシア特許 | 審査 | 登録査定 | 登録査定(設定納付期限の計算あり) | | | |
| | | 審査 | 登録査定 | 登録査定(設定納付期限の計算なし) | | | |
| | | 審査 | 設定納付 | 設定納付(納付年数入力なし) | | | |

納付期限は「-3」(3ヶ月)で設定します。

| 共通種別 | 国名 | 国海種別 | 期限を発生する手続 | 期限題名 | 起算日 | 応答期限 | 延長期限 | 回答期限 | 通知期限 | 原稿期限 | 期限 | 指示 |
|------|-------|------|-------------------|------|-----|------|------|------|------|------|----|----|
| | ユーラシア | EA特許 | 登録査定(設定納付期限の計算あり) | 設定納付 | 手続日 | -3 | -3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

登録査定の入力画面です。

出願手続：フォーム

経過手続 登録査定

New Edit Delete IDS提出 転記

IDS 追完 期限補正

請求書 提出書 通知状 受任票

査定日 2009年9月9日 経表示 DNTm 添付DN

送付日

受領日

担当者 印刷済

設定納付 2009年12月9日 文書名

最終期限 備考

登録査定入力後の出願台帳の画面です。
 設定納付期限がセットされています。

出願台帳 フォーム

出願台帳 完全一致 整理番号 f1000-ea Report Preview Print 自願 内外 特 手続追加
 出願台帳(横) Revival Copy Edit All Entry New Write Delete 審査

整理番号 F1000-EA EA特許 管理者 審判番号
 581 EA 特 内外 担当者 異議番号 年金期限

顧客Ref A01 共願種別 代表出願人 共願人等 1 Your Ref
 顧客名 アルプス電気株式会社 分担率% 0
 部署 顧客担当

優先権 出願日 2007年6月6日 公開日 公告日 登録日
 原出願 出願No. 公開No. 公告No. 登録No.

請求項 請求期限 外国期限 期限内 年金更新 受任・他 発明者 権利者 数量
 納付年 0 月 0 審査請求 要約・関連 審査経過 出願書誌 図面・包袋 外国出願

名称 English 印刷済 指令発送 権利状態 2 出願経過
 設定納付 2009/12/09 手続名 登録査定
 最終期限 手続日 2009/09/09 手続

3 - 2 . 設定納付の入力

設定納付の入力画面です。

出願手続 フォーム

経過手続 設定納付 転記
 New Edit Delete IDS提出

IDS 追完 期限補正 請求書 提出書 通知状 受任票
 納付日 2009年10月31日 経表示 DNTTrn 添付DN
 応答元指令 登録査定 2009年9月9日

送付日
 受領日
 担当者 印刷済

- ・ 納付年数（年金）の入力はありません。
 特許料（公報発行料）のみの納付です。
- ・ この入力で設定納付期限がクリアされます。

4. 登録

- 登録は「登録（納付年数入力・存続期限・次回年金期限の計算あり）」を使用します。

出願手続: フォーム

経過手続 登録

New Edit Delete IDS提出 転記

IDS 追完 期限補正 請求書 提出書 通知状 受任票

登録日 2010年2月2日 経表示 DNTTrn 添付DN

応答元指令

送付日 1973

受領日

納付年数 1 ~ 5 担当者 印刷済

登録番号

文書名

備考 第1~5年分

- 納付年数には、予め「5」がセットされています。

出願台帳: フォーム

出願台帳 完全一致 整理番号 f1000-ea Report Preview Print 自願 内外 特 手続追加

出願台帳(横) Revival Copy Edit All Entry New Write Delete 審査

整理番号 F1000-EA EA特許 管理者 審判番号

581 EA 特 内外 担当者 異議番号 年金期限 2012/06/06

顧客Ref A01 共願種別 代表出願人 共願人等 1 Your Ref

顧客名 アルプス電気株式会 分担率% 0

部署 顧客担当

優先権 出願日 2007年6月6日 公開日 公告日 登録日 2010年2月2日

原出願 出願No 公開No 公告No 登録No

請求項 請求期限 外国期限 期限内 年金更新 受任・他 発明者 権利者 数量

納付年 5月0 審査請求 要約・関連 審査経過 出願書註 図面・包袋 外国出願

名称 English 印刷済 指令送達 権利状態 4 出願経過

手続名 登録

- 納付年には「5」がセットされます。
- 存続期限には「2027/06/06」(出願日から20年後)がセットされます。
- 年金期限には「2012/06/06」(出願日から5年後)がセットされます。

5. 登録後の年金の納付。

- ・最初の年金納付は、出願日から5年後までに行います。
- ・外国出願の場合、通常、外国代理人からの完了報告をもって年金期限の更新を行います。

| | | | |
|--------------------------|------|---|------|
| 自願 | 内内 | 特 | 手続追加 |
| 年金 | 年金納付 | | |
| 年金管理会社へ年金管理移管 | | | |
| 年金納付 (権利者からの回答) | | | |
| 年金納付 (代理人からの完了報告) (期限更新) | | | |
| 年金納付 (代理人からの期限案内) | | | |
| 年金納付 (代理人からの領収通知) | | | |
| 年金納付 (代理人への指示) | | | |

出願手続：フォーム

経過手続 納付報告

転記

New Edit Delete IDS提出

IDS 追完 期限補正

請求書 提出書 通知状 受任票

報告日 2012年5月5日 経表示 DNTrn 添付DN

応答元指令

送付日

受領日

納付年数 6 ~ 6 担当者 印刷済

文書名

備考 第6年分

「納付報告」入力後の出願台帳の画面です。

出願台帳：フォーム

出願台帳 完全一致 整理番号 f1000-ea Report Preview Print 自願 内内 特 手続追加

出願台帳(横) Revival Copy Edit All Entry New Write Delete 年金 年金納付

整理番号 F1000-EA EA特許 管理者 審判番号

581 EA 特 内外 担当者 異議番号 年金期限 2013/06/06

顧客Ref A01 共願種別 代表出願人 共願人等 1 Your Ref

顧客名 アルプス電気株式会 分担率% 0 存続期限 2027/06/06

部署 顧客担当

優先権 出願日 2007年6月6日 公開日 公告日 登録日 2010年2月2日

原出願 出願No 公開No 公告No 登録No

請求項 請求期限 外国期限 期限案内 年金更新 受任・他 発明者 権利者 数量

納付年 6 月 0 審査請求 要約・関連 審査経過 出願書誌 図面・包袋 外国出願

名称 English 印刷済 指令発送 権利状態 5 出願経過

手続名 納付報告

- ・納付年は「6」に更新されています。
- ・年金期限は「2013/06/06」に更新されています。